

# CAN DO

## “可能性への挑戦”

第75号

金田会計事務所通信

### 【ベクトルを変えよう】

早いもので金田会計事務所は2004年9月18日の設立から20年が経ちます。ここまで来られましたのは皆様のお蔭と感謝しております。これからも精進して参りますので、何卒よろしく願いいたします。

日々様々な問題がありますが、この区切りの時を迎えて、これからの事務所のあり方について特に考えさせられます。熱い想いで創業したときのことを思い出しながら最初に目指したものが今はどうなっているのだろうか。このままで自分の理想は実現できるのだろうか。

最近、ある若手税理士と話した時、彼は開業して2年が経ってもなかなか仕事を増やすことができず、「事務所勤務に戻ろうかと思っています」との悩みを打ち明けられました。『1年で売上を〇〇円達成した』とか、『顧客を〇〇件増やした』などをネットで見ると自信がなくなりました、とのことでした。私は、ネットなんか見るなよ、もう少し頑張ってみようと思はしたものの自分が目指す理想が明確でないなら難しいかもしれません。

仕事を続けると、様々な利害関係にぶつかったり、他者と比較したりであきらめて妥協してしまうことがあります。そして当初の目標からだんだんとズれてしまいます。相手に合わせて取り組むのは大事なことですが、ともすれば『慣れ合い』につながる恐ろしさがあります。その意味で区切りがあるという事は一度リセットできる機会になり大切なものだと感じます。

いつの間にか下がった目線をもう一度上げ、気合を入れ直し、挑戦者の気持ちで再出発する時が来たということになります。問題を根本的に解決するためこれまでの経験は活かしながらもそれに頼らず、ベクトルを修正し新しいシステムや必要なことはこれからもどんどん取り入れていこうと考えています。今後とも皆様とともに成長していくことを目標として21年目のスタートを切る所存です。



# 交際費の飲食費基準「1万円」に引き上げ!

2024年度(令和6年度)税制改正では、交際費等の損金不算入制度のうち、次の2点の改正が行われました。

事業運営には欠かせない「交際費」。今回はその変更点についてまとめてみました。

## 【その①：交際費から除外される飲食費の上限が1人あたり「5,000円→1万円」に】

法人が支出する交際費等は原則、損金不算入です(措置法61の4①)。

しかし、飲食費として認められるもので一定要件を満たしたものは、交際費の額から除かれます。つまり損金に算入することができます。

この要件の一つが「1人あたりの飲食費の額」でした。

これまでは1人あたり5,000円以下でなければ除外できなかったのですが、今回の改正で1人あたり1万円に引き上げられたのです。

2024年4月1日以降に支出する飲食費から適用されます。

昨今の物価高もあり、メリットの大きい改正になっています。

## 【その②：交際費等の特例の適用期間が3年間延長】

上述のとおり、交際費は本来、損金算入ができません。

しかし特例的に、法人の資本金や出資金の額に応じて、一定額まで損金計上できます。

下記に表でまとめてみました。

期末の資本金の額または出資金の額	交際費等の損金算入限度額
<u>1億円以下</u>	<u>次のいずれかの金額を上限として選択</u> ・年800万円 ・接待飲食費×50%
<u>1億円超100億円以下</u>	<u>接待飲食費×50%</u>
100億円超	なし(交際費は全額損金不算入)

この特例的な扱いは 2024 年 3 月 31 日までに開始する事業年度で終了するはずでした。

しかし、今回の税制改正で 3 年間延長となり、2027 年 3 月 31 日までに開始する事業年度まで適用されます。

## 【交際費等から除外される飲食費の条件】

損金算入の上限額が 5,000 円から 1 万円に引きあがった飲食費ですが、

「1 人あたり 1 万円以下」だけで全額を損金の額に計上していいわけではありません。

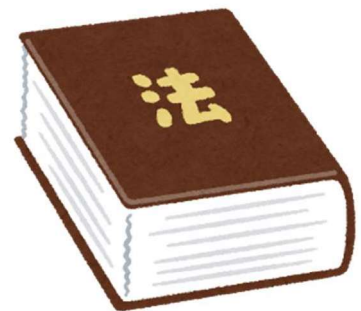
交際費を損金として計上するためには、次の事項を記載した書類の保存が必要です。

今回の改正において変更はありませんが、改めて確認しておきましょう。

- ① 飲食等のあった年月日
- ② 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名または名称およびその関係
- ③ 飲食等に参加した者の数
- ④ その飲食等に要した費用の額
- ⑤ その他飲食等に要した費用であることを明らかにするために必要な事項

国税庁：「交際費等の範囲と損金不算入額の計算」

☆上記は、簡易な方法として、受領した領収書に②、③の内容を直接書き込むことで代用することができます。



## 【実務上の注意点】

### ■適用開始時期

会社の決算月等は考慮せず、令和 6 年 4 月 1 日以降に支出する飲食費に適用されます。

また、クレジットカードの利用等により 3 月利用分が 4 月に引き落とされる場合、改正前の「一人当たり 5,000 円」が判断基準となります。

## ■インボイス制度の影響

インボイス発行事業者ではない飲食店を利用した場合、仕入税額控除の対象とならない消費税分を考慮しなければなりませんので、判断基準が煩雑になります。

特に、税抜経理を採用している場合は注意が必要です。



## ■除外される飲食費に該当しないもの(=損金に算入できないもの)

### ①社内の者のみの飲食費(社内飲食費)

※ただし、会議に関連して飲食物を供与するために通常要する、一人当たり5,000円程度の費用(会議費)は損金算入可(議事録等必須)

### ②飲食品の詰め合わせなどの贈答品(お中元・お歳暮)

### ③ゴルフ、観劇、旅行等の催事に際しての飲食費(催事とは別に単独で行われるものは除く)

[文責 岡本]



気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。

